

CTBTOで働くために

核実験禁止条約機関準備委員会
Preparatory Commission
for the Comprehensive
Nuclear-Test-Ban Treaty
Organization

外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課
連絡先：03-5501-8221

在ウィーン日本政府代表部
連絡先：+43-1-26-063

外務省国際機関人事センター

外務省国際機関人事センターでは、国際機関への就職を目指す日本人の方の採用に向けた支援に関連する業務を行っています。

<http://www.mofa-irc.go.jp>

目次



- CTBTOで働くこととは . . . 3
- CTBTOとは
 - CTBTOについて . . . 4
 - 日本とCTBTO . . . 5
- CTBTOの組織と業務
 - CTBTOの組織 . . . 6
 - CTBTOで働く日本人 . . . 7
- CTBTOで働くために
 - 応募の実例 . . . 8
 - 応募資格・求められる人材 . . . 9
 - 応募方法 . . . 10

CTBTOで働くこととは

名前 香川 美治

肩書 事務局長特別補佐官



人類の悲願である核兵器廃絶のための重要なステップとして、包括的核実験禁止条約（CTBT）は地中、水中、大気圏内のあらゆる環境（＝包括的）で行われる核兵器の実験的爆発（＝核実験）を禁止する条約です。条約発効の準備をしているCTBT機関準備委員会では、暫定技術事務局を中心として、全地球を24時間監視するための地震、水中音波、微気圧振動及び放射性核種の各監視観測所網、広域通信網、観測データの管理と解析そして最後の決め手となる現地査察の体制と実施手順書等の整備を進めています。現在、全体の約8割に当たる270カ所余の観測網が完成しています。これらが集める地震波等の波形データやセシウム等の放射性核種データの有効性と民間目的への応用の可能性は2011年3月11日の東日本大震災及び福島第一原発事故でも実証されています。

核実験の監視・検証には波形解析や地震学、放射化学等の分野での高度な専門知識・技能が求められます。当機関には関連分野で著名な研究機関などに勤務経験を持つ博士号、修士号取得者が多数勤務し、世界各国の研究者・技術者と交流を持ちながら体制整備に携わっています。広島・長崎の過ちを繰り返さないためにも、多くの日本人の科学者、技術者が各部門での専門職員と働いてくださることを期待しています。

CTBTOとは

- CTBTOについて

- 役割と機能：

包括的核実験禁止条約（CTBT）は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約です。1994年1月、ジュネーブ軍縮会議において交渉が開始され、1996年9月、署名のために開放されました。しかし、CTBT発効には発効要件国44か国すべてによる批准が必要とされることから、現在に至るまで未発効です。

本来であれば条約が発効すると包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）が設置されることとなりますが、条約発効までの間も発効と同時に条約が機能するように、CTBTの要である検証制度構築等の準備を進めることを目的として、CTBTO準備委員会が1996年に設置されました。同準備委員会の事務局は暫定技術事務局（PTS）として活動しています。

- 署名国数：182か国、批准国数：157か国（平成24年3月現在）
- 職員数：252名（平成23年12月現在）
（局長職(D)：5名、専門職(P)：166名、一般職(G)：81名）
- 所在地（勤務地）：オーストリア（ウィーン）
- 主要な部局：行財政局、法務対外関係局、国際監視制度局、国際データセンター局、現地査察局

- 日本とCTBTO

- 加盟の意義：

核実験を全面的に禁止するCTBTは長年の日本国民の悲願です。したがって、CTBT早期発効のための様々な準備を行うCTBTO準備委員会に日本が加盟することは、重要な意義があります。

- 日本の重点分野：

日本は、総理及び大臣による二国間会談等での直接の働きかけを始め、様々な機会を捉えて未署名・未批准の各国への署名・批准を働きかけています。隔年で交互に開催される発効促進会議やフレンズ外相会合には大臣レベルで積極的に参加してきています。また、人材育成を目的としたグローバル地震観測研修についても1995年から毎年実施してきています。

日本は、CTBTの検証制度が、核実験の探知という条約の本来目的に加え、津波警報システムをはじめとする科学・民生的利用にも有効である点も重視しています。

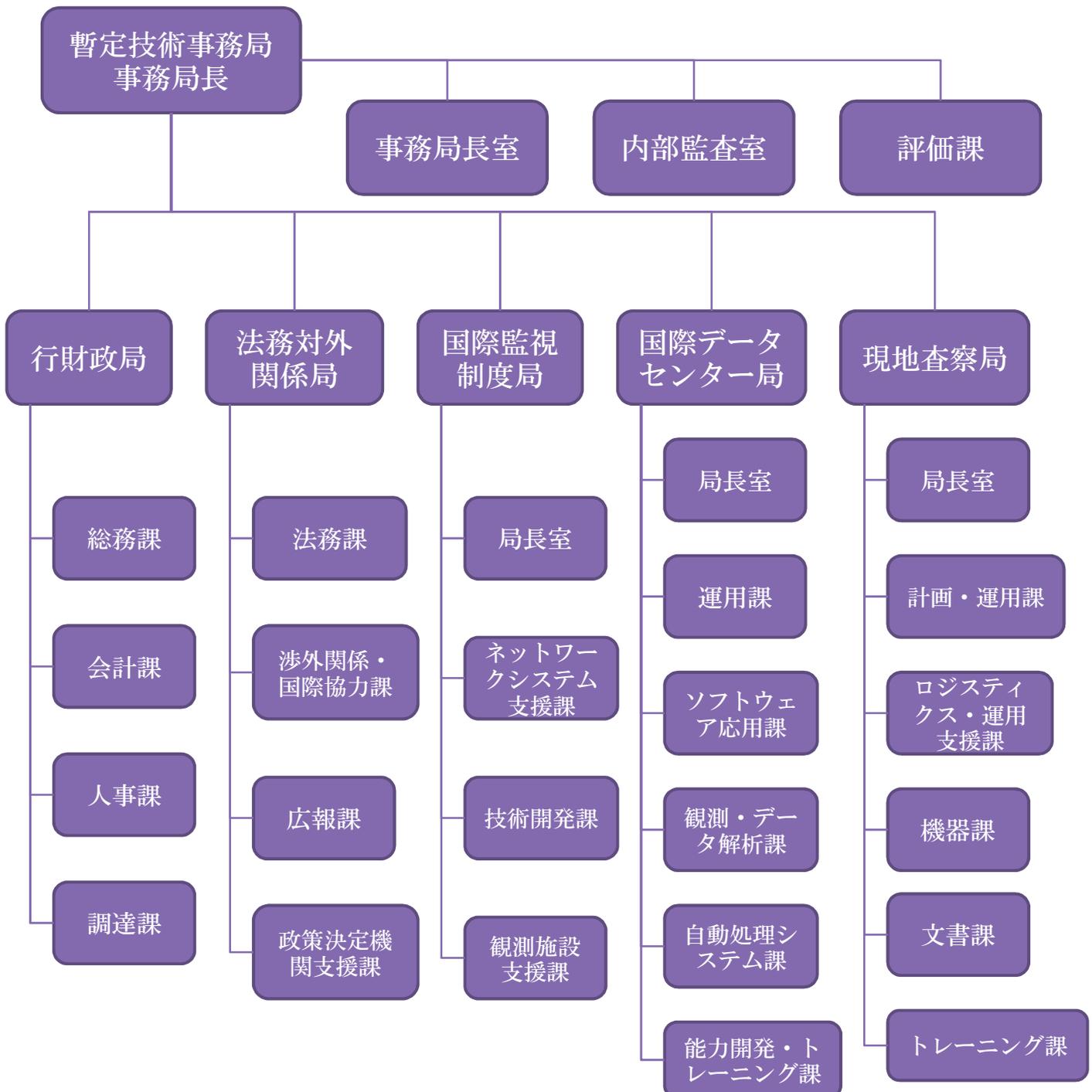
CTBTOにおける日本人職員数の推移

	2008	2009	2010	2011	2012
D2	0	0	0	0	0
D1	0	0	0	0	0
P5	3	3	1	2	2
P4	2	2	2	1	1
P3	0	0	0	0	0
P2	0	1	1	1	1
P1	0	0	0	0	0
計	5	6	4	4	4

各年1月1日現在

CTBTOの組織と業務

● CTBTOの組織



- CTBTOで働く日本人

- 行財政局上級予算計画官 比嘉伊作さん



Senior Budget and Planning Officerの主たる役割は、CTBTOの年度計画と予算の作成、中期計画の作成及び予算執行管理です。特に重要な予算と年度計画に関しては、暫定技術事務局内の各部局との調整と取りまとめ、CTBT機関準備委員会とその部機構である作業部会Aやアドバイザーグループへのプレゼンテーション、必要に応じて締約各国へのブリーフィングや調整も行います。各々の考えが必ずしも一致するとは限らない中で、合意を得るためにまとめ上げることは大変ですが、それなりのやり甲斐も感じます。予算執行管理も担っているため、それぞれの部署の予算担当官のみならず、局長・課長とも密にコミュニケーションをとりながら、全体像のみならず、細部までも把握する必要がある仕事なので、各部署の活動や懸案事項がよく理解できるポジションであるといえます。

- 国際データセンター局運用課地震専門官補 大塚理代さん



国際データセンター局運用課の主要業務は、国際データセンター局にて世界に設置された核実験監視観測所の保守運用です。私のここでの業務は、現在すでに運用開始されている観測所のうち、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、コスタリカ、日本、チュニジア、ルーマニア、イタリア、ギリシャ、チェコ、アイスランド、ウガンダ、南アフリカ、南極に設置されている地震観測所・微気圧振動観測所・水中音波観測所の主担当官として、データ受信監視、データ品質管理、観測システムの問題解決及び技術開発、観測点を支援している加盟国への技術協力提供、及び観測所保守運用契約書の管理になります。特に、観測所保守運用契約に関しては現地調査及び現地観測点での技術改良、現地オペレータのトレーニングを含んでいます。

CTBTOで働くために

- 応募の実例

- 現地査察局機器専門官 田中純一さん

日本の大学院で理学博士(実験原子核物理)を取得、同大学で文部教官(助手)として勤務。その後国際原子力機関(IAEA)保障措置局に専門官として7年間勤務、核査察に用いる測定システムの開発、保守、設置、現場での測定、測定データ解析等に従事。IAEA退職後、CTBTO・PTS現地査察局機器課に採用されました。(2006年8月～2012年1月勤務)



- 応募資格・求められる人材

- 国際機関では、「語学力」「学位（修士号以上）」「専門性」があることが、応募の前提となっています。
- CTBTOの求める職員
 - いずれの職種も関連分野での5年～7年以上の職務経験が必要
 - CTBTにおける核実験探知技術（地震波・水中音波・微気圧振動・放射性核種）の観測、解析等の経験を有する専門家
 - CTBT核実験探知技術を支える情報通信分野における専門家
 - 技術的知見を基に実際の作業計画を管理し、部局内外の調整において中心的な役割を担うコーディネーター
- CTBTO職員に求められる資質
 - CTBT検証技術の基礎となる、地球物理学・核物理学・応用物理学・放射化学・原子力工学・電気工学・電子工学・コンピューター工学等の分野での修士号以上の学位
 - 対外関係・調達等の職種においては、経営学・行政学・国際関係学等の分野での修士号以上の学位
 - 高い語学力（基本的に英語）
 - 高いコミュニケーション能力
- 募集の多い職種
 - Software Engineer（ソフトウェアプログラマー・通信技術者等）
 - Analyst（データ分析官）
 - Operations Officer（観測施設の運用専門官）
 - Maintenance Officer（観測施設の整備・保守専門官）
 - Procurement Officer（調達専門官）
- CTBTOでは職員の任期は最長7年まで
（注）一定期間（通常1年間）、間をおけば再度応募可能

- 応募方法

CTBTOで働くためには、以下の方法があります。

- 空席公告への応募

職員の退職、転任、転出、あるいはポストの新設によってPレベルもしくはDレベルのポストに欠員が生じた場合に国際的に公募されます。応募したい空席ポストがあり、資格要件を満たしている場合には、所定の応募用紙をホームページから入手し、記入の上、CTBTOに直接応募して下さい。

応募後、書面審査が行われ、応募者の専門性・勤務経験が、空席ポストに合っているか否かが審査されますので、空席公告の職務内容を十分に踏まえて応募用紙を作成する必要があります。

CTBTOの空席公告の情報は、以下に掲載されています。

<https://jobs.ctbto.org/ERecruitmentPublicWeb/intro.do>

- JPO派遣制度への応募

外務省では、将来的に国際機関で勤務する正規の職員を志望する若手の日本人を対象に、派遣に係る経費を負担し、一定期間（原則2年間）各国際機関へ職員として派遣し、国際機関の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供する目的で、JPO派遣制度を実施しております。

JPOは派遣期間終了後、引き続き正規職員として派遣先機関やほかの国際機関に採用されることが期待されますが、自動的に国際機関の正規職員になることが保証されるものではありません。派遣期間終了後に正規職員となるためには、通常の手続きに従って空席ポストに応募して採用される必要があります。

JPOとして派遣されるためには、外務省が実施しているJPO派遣候補者選考試験に合格する必要があります。JPO派遣候補者選考試験は、通常年1回実施しています。募集要綱は、国際機関人事センターのホームページに掲載されます。

<応募資格>

- (1) 35歳以下（受験年の4月1日現在）であること。
- (2) 外務省として派遣可能な国際機関に関連する分野における大学院修士課程を修了し（受験翌年の6月までに修了見込みを含む）、当該分野に関連する職種において応募時点で2年以上の職務経験を有すること。
- (3) 英語又は仏語のうち少なくとも一カ国語で職務遂行が可能であること。
- (4) 将来にわたり国際機関で働く意思を有すること。
- (5) 日本国籍を有すること。

- お問い合わせ先
 - CTBTOに関する一般的なご照会

外務省 軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課
Tel: 03-5501-8221

在ウィーン日本政府代表部
Tel: +43-1-26-063

- 空席情報などについてのご照会

外務省国際機関人事センター <http://www.mofa-irc.go.jp/>

外務省国際機関人事センターでは、ホームページに国際機関の採用に関する情報、応募書類の書き方や面接対策などの情報を掲載しております。応募された場合には、国際機関人事センターまでご連絡ください。

(平成24年4月作成)